



議案第七十二号

三朝町農村情報連絡施設工事請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり三朝町農村情報連絡施設工事請負契約の締結についての議決（昭和六十年一月十六日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年六月二十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年六月廿六日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 契約金額中「一四五、〇〇〇、〇〇〇円」を「一五八、五六〇、〇〇〇円」に改める。